

豊中市日影基準

東経	135度30分
北緯	35度00分
月日	冬至

用途地域	制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ	容積率・外壁後退距離及び高度地区の組合せ	敷地外5mを超えて生じさせてはならない日影時間	敷地外10mを超えて生じさせてはならない日影時間
第1種低層 住居専用地域	軒の高さが7mを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物	1.5m	80%・外壁1.5m	3時間以上	2時間以上
			80%・外壁1m・1種高度		
第2種低層 住居専用地域			150%・1種高度 80%	4時間以上	2.5時間以上
第1種中高層 住居専用地域	高さが10mを超える建築物	4.0m	200%・1種高度	3時間以上	2時間以上
			200%	4時間以上	2.5時間以上
第2種中高層 住居専用地域			300%	5時間以上	3時間以上
第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	高さが10mを超える建築物	4.0m	200% 300%	5時間以上	3時間以上